

地域包括支援センター設置運営法人の公募について

1 受託辞退の届出のあった大和蒲町地域包括支援センターについて

【資料2】のとおり受託辞退の届出のあった大和蒲町地域包括支援センターについて公募により受託法人を選定する。

2 受託法人選定スケジュール

時 期	内 容
令和2年12月4日(金)	公募(仮)の実施を周知
12月下旬	債務負担行為設定の議決
	公募の正式実施を周知
12月25日(金)	仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集説明会
↓ 質問期間(~1月7日(木))	
令和3年1月8日(金)	質問回答日
1月14日(木)・15日(金)	応募書類受付
↓ 書類審査	
1月22日(金)・25日(月)	面接審査実施
2月上旬	仙台市地域包括支援センター運営委員会
〃	結果通知
3月中・下旬	令和3年度予算成立
3月末頃	契約締結

3 募集説明会の開催

令和2年12月25日(金)に、地域包括支援センター設置運営法人募集説明会を開催し、事務局から募集要項等について概略説明を行う。

説明会の開催については、仙台市ホームページに専用のページを設けるほか、サービス事業所等にメールとファクシミリを送信し、募集の実施及び説明会開催についての周知を行う。

※予算の裏付けとなる債務負担行為の設定には、仙台市議会第4回定例会における補正予算案に対する議決が必要となるため、正式な公募実施の案内は議決後となり、それまでの間は公募(仮)とする。

4 事業者選定の方法

応募事業者から提出された書類の審査及び面接審査を行い、設置運営法人を選定する。選定にあたっては、地域包括支援センター(以下、「センター」という。)を運営する能力等を総合的に評価する。総合評価の判断基準として点数制を採用する。

審査体制は保険高齢部長、高齢企画課長、地域包括ケア推進課長、認知症対策担当課長、介護事業支援課長及び若林区障害高齢課長を審査員として構成する。

(1) 書類審査

応募法人から提出された書類について、事務局が確認を行う。審査基準は下記のとおり。

①安定した運営管理を行う能力

事業実績書により、センター運営にあたっての安定した運営管理能力の有無を判断する。

②センターを運営するにあたっての総合的な取組

応募事業者が考える、センターを運営するにあたっての基本方針や理念を確認するとともに、設置運営を希望し、応募に至った理由と、圏域に対する認識、さらには当該圏域でセンターを設置運営していくにあたっての方針等について確認する。

③運営体制

相談受付体制、個人情報保護への取組についての方針、災害時・緊急時の対策、中立・公正の確保、3 職種の連携・チームアプローチ、所長の業務管理方法など、幅広い観点から、応募事業者が考えるセンターの運営体制について確認する。

④事業コンセプト

委託業務の具体的な内容である「総合相談・支援及び権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防関連業務」「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」「認知症関連業務」について、それぞれの業務のあり方や進め方についての方針を確認する。

(2) 面接審査

令和3年1月22日(金)・25日(月)に面接審査の実施を予定。審査は、共通質問及び応募法人が提出した書類に関する質問により実施する。

(3) 選定方法

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点(点)
①安定した運営管理を行う能力	20
②センターを運営するにあたっての総合的な取組	10
③運営体制	35
④事業コンセプト	35
合計	100

5 受託法人の選定

令和3年2月上旬に開催予定の仙台市地域包括支援センター運営委員会での審議を経て、選定法人を決定する。